

「3. ゆで・蒸し系農産加工食品」

「ゆで又は蒸した豆類」については、つぶあんとしあんで扱いが異なるのは違和感があることから、こしあんについても対象とする。ただし、糖を加えたもの（ねりあん）は調味したものとして対象から除く。

	ゆで	ゆで + 粉砕	ゆで + 調味 (+ 粉砕)
豆類	ゆで小豆 あん(加糖していないつぶあん)	あん(加糖していないこしあん)	× 加糖したゆで小豆 × 加糖したあん × 煮豆
(他の農産物)		(同様の工程を経る食品は存在せず)	×